

高松市共同募金委員会助成基準

高松市共同募金委員会(以下「本会」という。)の共同募金の助成事業は、委員会助成要綱に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

1 地域福祉推進事業

(1) 目的

地域福祉活動計画等に基づき、社会福祉法人高松市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が行う地域福祉の活動事業に対し、助成を行う。

(2) 助成対象団体

市社協

(3) 助成対象事業

地域福祉活動計画等に基づき、実施される地域福祉活動事業

(4) 助成対象としない事業及び経費

- ① 申請団体内の交流会等の飲食経費
- ② 団体自体の運営費(人件費を含む)
- ③ 第三者に助成又は委託する事業

ただし、小規模事業(事業費 10 万円以内)に対して、会長が審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合はこの限りではない。この場合、助成金の財源が共同募金であることの周知を行うこと。

(5) 助成率

対象事業費の 4 分の 3 以内

(6) 助成の制限

同一事業に対する継続助成は、原則として 5 年とする。

ただし、上記(5)及び(6)について、特別な理由のため当該基準によりがたい場合は、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合はこの限りではない。

2 高松市広域福祉活動支援事業

(1) 目的

社会福祉事業又は更生保護事業等を行う社会福祉団体、更生保護団体、特定非営利法人、ボランティア団体などが行う全市的で公益性の高い福祉等の事

業に助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

- ① 法人又はこれらに準ずる組織として運営がなされていること
- ② 社会福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- ③ 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- ④ 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- ⑤ 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3) 助成対象の欠格要件

- ① 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ② 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- ③ 経理状況が極めて不良と認められるもの
- ④ 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

(4) 助成対象事業

全市的な社会福祉の向上または社会貢献につながると見込まれる事業

(5) 助成対象としない事業または経費

- ① 申請団体内の交流会等の飲食経費
- ② 団体自体の運営費(人件費を含む)
- ③ 第三者に助成又は委託する事業
- ④ 同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業
- ⑤ 営利又は営利を目的とみなされる事業

(6) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(7) 助成限度額

一団体に対し、100万円を限度額とする。

(8) 助成の制限

同一事業に対する継続助成は、原則として3年とする。

ただし、上記(6)、(7)及び(8)について、特別な理由のため当該基準により難しい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

3 小地域福祉活動支援事業

(1) 目的

地域福祉活動計画等に基づき、地区社会福祉協議会や自治会等地域コミュニティ組織等(地区共同募金委員会を含む)が行う小地域での福祉推進のための活動の助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

- ① 小地域において福祉活動を行う地域コミュニティ組織等の団体、法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること
- ② 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- ③ 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- ④ 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3) 助成対象の欠格要件

- ① 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ② 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- ③ 経理状況が極めて不良と認められるもの
- ④ 過去5年間に於いて不適正な管理運営がなされていたもの

(4) 助成対象事業

地域福祉活動計画等に基づく、小地域での福祉推進のための活動事業

- ① 地域における地域福祉の推進に寄与する事業
- ② 地域課題解決に向けた事業

(5) 助成対象としない事業または経費

- ① 申請団体内の交流会等の飲食経費
- ② 団体自体の運営費(人件費を含む)
- ③ 第三者に助成又は委託する事業
- ④ 同一の職業をもつ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業
- ⑤ 営利又は営利を目的とみなされる事業

(6) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(7) 助成限度額

地区共同募金委員会を除き、一団体に対し30万円を限度額とする。

(8) 助成の制限

地区共同募金委員会を除き、同一事業に対する継続助成は、原則として3年とする。

ただし、上記(6)、(7)及び(8)について、特別な理由のため当該基準により難しい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場

合は、この限りではない。

4 社会福祉施設備品等整備支援及び地域福祉活動支援事業

(1) 目的

市内で運営する民間社会福祉施設の備品等整備事業及び地域福祉を目的として、市内で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などの活動事業に対し助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

- ① 同一年度において、使途の如何に関わらず社会福祉法人香川県共同募金会から助成を受けていないこと
- ② 法人又はこれに準ずる組織であり、地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- ③ 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- ④ 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- ⑤ 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3) 助成対象の欠格要件

- ① 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ② 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- ③ 経理状況が極めて不良と認められるもの
- ④ 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

(4) 助成対象事業

- ① 民間社会福祉施設において、利用者の自立支援や利便性の向上に必要な備品等の整備事業
- ② 福祉団体やボランティア団体にあつては、地域福祉の推進に寄与する事業

(5) 助成対象としない事業または経費

- ① 土地及び建物の購入経費
- ② 借入金の返還
- ③ 車両の購入費、登録諸費用等
- ④ 団体自体の運営費(人件費を含む)
- ⑤ 申請団体内の交流会等の飲食経費
- ⑥ 第三者に助成又は委託する事業
- ⑦ 同一の職業を持つ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業

⑧ 営利又は営利を目的とみなされる事業

(6) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(7) 助成限度額

一団体に対して、15万円を限度額とする。

(8) 助成の制限

① 同一事業に対する継続助成は、原則として3年とする。

② 一団体に対して一施設の助成とする。

ただし、上記(6)、(7)及び(8)①について、特別な理由のため当該基準により難しい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

5 地域歳末たすけあい特別助成事業

(1) 目的

地域歳末たすけあい運動に寄せられた募金を財源として、市内で運営する民間社会福祉施設や地域福祉を目的として市内で活動する特定非営利活動法人の備品等整備事業に対して助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

① 使途の如何に関わらず、同一年度でNHK歳末たすけあい義援金を受けておらず、また、次年度において赤い羽根共同募金からも助成金を受ける予定のないこと。ただし、児童養護施設の入所者に対する進学・就職支度金は除くものとする。

② 法人又はこれに準ずる組織であり、地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること

③ 設立後1年以上継続した活動実績を有すること

④ 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの

⑤ 助成事業について、地域歳末たすけあい助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3) 助成対象の欠格要件

① 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの

② 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの

③ 経理状況が極めて不良と認められるもの

④ 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

(4) 助成対象事業

民間社会福祉施設や特定非営利活動法人にとって、利用者の自立支援や利便性の向上に必要な備品等の整備事業

(5) 助成対象としない事業または経費

- ① 土地及び建物の購入経費
- ② 借入金の返還
- ③ 車両の購入費、登録諸費用等
- ④ 団体自体の運営費(人件費を含む)
- ⑤ 申請団体内の交流会等の飲食経費
- ⑥ 第三者に助成又は委託する事業
- ⑦ 同一の職業を持つ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業
- ⑧ 営利又は営利を目的とみなされる事業

(6) 助成限度額

一団体に対して、入所施設15万円、通所施設10万円を限度額とする。

ただし、入所定員が100人以上の施設は、20万円とする。

(7) 助成の制限

- ① 同一事業に対する継続助成は、原則として3年とする。
- ② 一団体に対して一施設の助成とする。

ただし、上記(6)及び(7)①について、特別な理由のため当該基準により難しい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

附 則

この助成基準は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度募金(25年度使途分)から適用する。

附 則

第5に係る助成基準は、平成24年11月20日から施行し、平成24年度募金・同年度助成分から適用する。

附 則

この助成基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この助成基準は、平成26年8月6日から施行する。

附 則

この助成基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この助成基準は、平成29年5月30日から施行する。

